

令和5年度静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 目的

静岡県における障害者就労施設等からの物品等の調達を計画的に推進するため、平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、新たに「静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達に関する調達方針」（以下「調達方針」という。）を定め、静岡県の事務、事業における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害のある人の自立の促進に資することを目的とする。

第2 適用機関

この調達方針は、県の知事部局、企業局、がんセンター局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会、警察本部に適用する。

第3 障害者就労施設等の範囲

「障害者就労施設等」とは、次の施設等をいう。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
 - カ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の要件を全て満たすもの）
 - ①障害者の雇用数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

第4 推進体制

調達方針は、静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達推進本部（以下「推進本部」という。）において推進するものとする。

ただし、その事務は、健康福祉部障害者支援局障害者政策課（以下「事務局」という。）で処理する。

第5 令和5年度の取組

(1) 取組スローガン

「1所属1発注」として、全ての所属において取組を実施する。

(2) 県調達方針における調達目標

| 種別 | | 調達目標 |
|-----|----|-----------------------------|
| 目標① | 物品 | 過去実績の最大値以上（令和4年度実績30,886千円） |
| | 役務 | 過去実績の最大値以上（令和4年度実績43,511千円） |
| 目標② | 共通 | 物品・役務合わせて75,000千円以上 |

第6 調達実績の公表、報告

調達方針に基づく物品等の調達について、当該年度終了後実績を取りまとめ、公表する。なお、取りまとめ、公表は、事務局において行い、推進本部に報告する。

第7 障害者就労施設等からの物品等の情報提供

事務局においては、各機関が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、障害者就労施設等の情報を収集し、これを提供する。

第8 共同受注窓口

県と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。

第9 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、令和5年5月25日から施行する。